

諮詢書

佐市教委学事第457号
令和2年7月10日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市教育委員会
教育長 東島正明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 諒問事項

防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について

2 諒問理由

城南中学校校区内に位置する赤松小学校、北川副小学校及び城南中学校では、脅迫電話による業務妨害、不審者の侵入や徘徊による児童生徒への危害の恐れがあるなどの事例が見受けられた。

また、川副中学校においては、校舎内への不審者の侵入や、教職員の自家用車に對し何者かが傷を付けるなどという事例が発生している。

学校への不審者侵入対策、安全対策については、どの学校も力を入れる事項であり、対策の徹底が求められている。その対策の一つとして防犯カメラを設置する学校は、全国的に見て増加傾向にある。文部科学省も、学校の安全対策についての方策を示しており、その方策の一つとして、防犯カメラの設置を掲げている。

こうしたことから、上記各学校の安全対策として、防犯カメラを設置し、児童生徒が安心して学習できる環境を整備したい。

3 所管課

学事課

4 設置時期

令和2年9月

5 防犯カメラの概要

(1) 設置場所

佐賀市立赤松小学校、北川副小学校、城南中学校、川副中学校

(2) 設置台数

各校 2 台

(3) 積働時間

常時稼働

(4) 掲示

校門及び防犯カメラ設置場所に、防犯カメラが作動中であることを明記した表示板を掲示する。

(5) 記録装置

・記録装置は、盜難防止の措置を施し、事務室又は職員室等に設置する。

(6) 画像データの記録方法及び保存期間

・画像データは、記録装置の内蔵ハードディスクに二週間保存する。

・画像データは、記録装置の上書き設定によって消去する。

(7) 防犯カメラ管理者及び取扱者の指定

防犯カメラ管理者は校長をもって充て、教頭が取扱者として、防犯カメラ及び画像データを適正に管理する。

(8) その他

「佐賀市小中学校防犯カメラ運用基準」を定め、防犯カメラ及び画像データを適正に取り扱う。

6 画像データの外部提供

画像データの外部提供は、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市小中学校防犯カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定(官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。)に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定(捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。)に基づく捜査機関等からの照会があった場合が考えられる。

外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供するとともに、提供先に対し、画像データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

佐賀市立小中学校防犯カメラ運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀市立小中学校（以下「市立小中学校」という。）の児童生徒を保護し、安全な教育環境を提供するため、同校に設置する防犯カメラ及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(防犯カメラの設置)

第2条 防犯上、特に必要と認められる市立小中学校に、防犯カメラを設置する。

2 市立小中学校について、新たに防犯カメラを設置する際には、佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、佐賀市個人情報保護審査会へ意見を求めるものとする。

3 校門及び防犯カメラを設置した場所には、防犯カメラが作動中である旨の表示をする。

(防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者)

第3条 防犯カメラ及び画像データの適正な運用を図るため、防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、校長とし、防犯カメラ及び画像データの運用に関する方針の決定を行う。

3 取扱者は、教頭とし、次に掲げる事務を担う。

（1）管理者を補佐すること。

（2）記録装置の鍵を管理し、及びその使用状況を鍵使用管理簿（別紙）に記録すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、防犯カメラ及び画像データの適正な運用のために必要なこと。

4 防犯カメラ及び画像データの操作は、管理者及び取扱者のみが行うことができる。

(画像データの取り扱い)

第4条 防犯カメラは、常時稼働して画像を撮影し、内蔵の記録媒体に2週間保存するものとする。

2 記録装置は、盜難防止の措置を施し、保存データについては、パスワード方式、暗号化処理等により、他者には読み取れない方式をとる。

3 撮影後、2週間を経過した画像データは、記録装置の上書き機能によって消去する。

4 画像データは、撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例第8条第1項ただし書に該当する場合を除くほか、管理者及び取扱者以外の者に貸与又は複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、防犯カメラの運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

別紙(第3条関係)

防犯力メラ鍵使用管理簿

鍵番号	貸出者	使用内容	貸出日時	防犯力メラ管理者確認印	返却日時	防犯力メラ管理者確認印
貸名	氏名		年月日 時 分		年月日 時 分	
			年月日 時 分		年月日 時 分	
			年月日 時 分		年月日 時 分	
			年月日 時 分		年月日 時 分	
			年月日 時 分		年月日 時 分	
			年月日 時 分		年月日 時 分	
			年月日 時 分		年月日 時 分	
			年月日 時 分		年月日 時 分	